

千葉公園再整備マスタープラン策定業務委託
仕様書

1 委託件名

千葉公園再整備マスタープラン策定業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月25日まで

3 委託場所

千葉市中央区弁天3丁目地内外
別紙「位置図」及び「平面図」のとおり

4 目的

本委託は、千葉公園のさらなる魅力向上や周辺地域の活性化を図るため、(仮称)千葉公園ドームや新体育館の区域も含めた、千葉公園全体の再整備マスタープラン(以下、マスタープランとする)を策定する。

5 適用範囲

本仕様書は、千葉市が発注する「千葉公園再整備マスタープラン策定業務委託」を受注した者が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、千葉市土木設計業務共通仕様書(第1編共通編)、千葉市予算会計規則、千葉市契約規則、千葉市電子納品運用ガイドライン【業務委託編】、その他関係法令によるものとする。

6 業務概念

本業務を施行するにあたって、受注者は発注者の意図及び目的を十分理解した上で経験のある最上級の技術者を定め、かつ、適正な人員を配置して、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。

7 業務の指示及び監督

- (1) 受注者は本業務を施行するにあたり、発注者と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに本仕様書等に明記していない事項については、発注者と前もって協議し、その指示に従わなければならない。

8 業務内容

業務については、検討の視点をもとに、以下の内容を基本とするが、受注者は対象の特性から適切な調査や検討方法を提案し実施するものとする。

マスタープランの取りまとめの際には、市民をはじめ幅広く意見を聞きながら、めざすべき将来像とそれを具現化するための具体的な方策をまとめる。(仮称)千葉公園ドームや新体育館を含めた、千葉公園の一体的な活用を検討することはもちろん、「千葉駅周辺の活性化グランドデザイン」で示されている千葉駅北エリアの活性化に向けた方向性を踏まえて検討を行うこととする。

(参考)

千葉駅周辺の活性化グランドデザイン(下記アドレスよりダウンロードして下さい)

<http://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/toshinseibi/granddesign-sakutei.html>

記者発表資料 千葉競輪場リニューアル(「(仮称)千葉公園ドーム」整備)

<http://www.city.chiba.jp/somu/shichokoshitsu/hisho/hodo/documents/180216-10-01.pdf>

<http://www.city.chiba.jp/somu/shichokoshitsu/hisho/hodo/documents/180216-10-02.pdf>

検討の視点

要素	検討項目
公園のさらなる魅力向上	既存施設やゾーニングの見直し、新たな機能の導入
(仮称)千葉公園ドーム等周辺施設との調和	運動施設との相乗効果
文教施設との連携	中央図書館等との連続性
公園を核としたエリアの回遊性の向上	千葉駅からのアクセス強化のための工夫など
防災機能の強化	広域避難場所・雨水調整機能の向上など
管理・運営のあり方	多様な主体との連携による運営など

(1) 現況把握と課題の整理分析

公園の再整備に向けて、対象地域の現況を把握し、解決すべき課題を整理分析する。

- ・上位、関連計画等の収集及び整理分析
- ・現地調査及び現況の整理分析(対象地域及びその周辺地域)
- ・アンケート調査やヒアリングなどによる市民・企業等からの意見収集
- ・緑を定量的に把握する毎木調査

(2) マーケット型サウンディング調査の実施

官民の多様な主体との連携により公園の魅力を引き出すため、民間の活力を最大限に活かすことが可能な事業の実施に向けて、マーケット型サウンディング調査(以下、サウン

ディング調査)を実施する。

なお、調査については、原則公募により実施するほか、より良い成果を上げるため受注者の任意で個別調査を実施することも可とする。

- ・事業構想段階での調査を行い、官民の役割分担や整備・運営手法等を検討し取りまとめる。

(3) 計画内容の検討と設定

現況把握と整理分析及び地域課題の整理内容、またサウンディング調査の結果を踏まえ、マスタープランとして取りまとめる方向性を検討し、方針を設定する。

- ・基本方針の検討と設定
- ・ゾーニング及びアクセスや動線の検討と設定
- ・環境・景観に関する方針の検討と設定
- ・管理・運営方法の検討と設定
- ・市民、企業等からの意見収集で得た検討結果から、マスタープランへの反映の検討
- ・サウンディング調査の検討結果から、マスタープランへの反映の検討

(4) 再整備マスタープランの作成

ゾーニングの設定及び既存施設の見直し等の結果を踏まえ、再整備マスタープランを作成する。

- ・マスタープラン平面図の作成(縮尺:1/1,000~1/2,500)
- ・実勢価格に基づいた概算工事費の算出
- ・再整備のスケジュール及び手法
- ・マスタープラン説明書の作成

(5) 再整備後のイメージ図の作成

公園の再整備後がイメージできるものとして、主要区域のイメージ図(透視図等)を作成する。

- ・A4サイズで4枚を標準とする

(6) 照査

- ・基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- ・設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ・成果品の内容の適正照査

(7) 打合せ協議

業務開始時、中間3回程度、最終時に打合せ協議を行う。

(8) 市民意見募集 (パブリックコメント) の実施補助

マスタープランの素案作成後、広く市民等から意見や情報を募集する手続き実施の補助を行う。ただし、関係者との調整等で履行期間内での実施が困難な場合は、契約変更の対象とする。

- ・公表用データの作成及び実施記録の取りまとめ

9 業務を進める上での留意事項

- (1) (仮称) 千葉公園ドーム及び新体育館については、事業者や関係機関の意見を聴取したうえで業務を進めること。
- (2) 受注者は業務を進めるにあたり、段階的な方向性を決定する際には、それまで実施した調査、検討結果等について、一定の成果を取りまとめ、中間報告として発注者に提出すること。なお、提出日の詳細や報告の内容等については、発注者と協議の上、決定すること。
- (3) 庁内外の会議等において、業務進捗状況についての報告を求められることがあるので、必要な資料を作成すること。
- (4) 市民や企業等からの意見を聴取する際の呼びかけなどについては、千葉市ホームページなどを利用した周知は可能である。

10 提供可能データ・資料

- (1) 市保管の図面等
 - (2) その他、業務に必要なもの
- なお、その他必要となるデータ・資料の提供は、発注者と協議することとする。

11 成果品

提出する成果品は以下の通りとする。なお、受注者は発注者の指示に従い、必要とする資料について、随時提出するものとする。

- (1) 報告書 (A4 版コピー製本) 2部
- (2) 電子納品 2部 (正・副)
- (3) その他発注者が指示するもの 一式